

日 時：令和 7 年 2 月 5 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
穴戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長、小笠原委員が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、大島委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○大島委員長代理 それでは、ただいまから、第314回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は一つです。

議題 1 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」、事務局から説明をお願いします。

○芦田企画官 それでは、資料に沿って御説明いたします。

今回お諮りする資料は、個人情報保護法の制度的課題に対する考え方の案となります。資料冒頭に位置付けを記載しております。本年 1 月 22 日に決定・公表した「「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」の 3 番目の「制度的な論点の再整理について」において、事務局ヒアリング等の結果を踏まえて追加的に検討すべき論点と、中間整理で示された個別検討事項を含め、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点を再整理しました。

本文書は、この「制度的な論点」で挙げた三つの項目のうち、一つ目の「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」の中に記載された各論点について、想定される具体的な規律の方向性に関する考え方等を示すものです。本日、これをお認めいただけたら、今後、本文書の内容を踏まえつつ、ステークホルダーとの議論を続けていくこととしたいと考えております。

まず、大きな項目の一つ目「1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方」についてです。

ここでは四つの項目を挙げていますが、（1）は「統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方」です。

まず統計情報等、こちらは注 1 にありますとおり、統計作成等であると整理できる AI 開発等を含むことを想定していますが、その作成のために複数の事業者が持つデータを共有し、横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥され

た統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報取得の取得を可能としてはどうかとしております。

このうち、統計情報等の作成にのみ利用されることを担保するため、注2にあるとおり、個人データ等の提供元・提供先及び公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項、例えば提供元・提供先、取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先及び取得者における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定しています。

また、注3にありますとおり、具体的な対象範囲や公表事項等はステークホルダーの意見をよく聞きながら個人情報保護委員会規則等で定めることを想定しています。

また、行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大してはどうかとしています。

2 ページ目の(2)は、「取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方」です。これは個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合について、本人の同意を不要としてはどうかというものです。

注4にありますとおり、具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながら委員会規則等で定めることを想定していますが、現時点で想定される例として、本人が事業者Aの運営するホテル予約サイトで事業者Bの運営するホテルの宿泊予約を行ったため、事業者Aが事業者Bに当該本人の氏名等を提供する場合、金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合を挙げています。

(3)は、「生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方」です。人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定について、現行制度においては「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付されています。これについて、事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる観点から、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」についても、上記例外規定に依拠できることとしてはどうかとするものです。

ここでいう「相当の理由があるとき」については、注5にありますとおり、例えば本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置が講じられているため、当

該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等が想定されます。具体的な事例については、ステークホルダーの意見をよく聞きながらガイドライン等において明確化することを想定しています。

(4)は、「病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方」です。医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態があります。これを踏まえ、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示することとしてはどうかとしています。

対象となる機関・団体の範囲については、注6にありますとおり、病院やその他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）が含まれることが想定されますが、ステークホルダーの意見をよく聞きながらガイドライン等において明確化することを想定しています。

続いて、3ページ目、大きな項目の二つ目「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方」です。

現行法上、個人情報取扱事業者は、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなります。この点について、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合について、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとしてはどうかとしています。

具体的には、注7にあるとおり、サービス利用者の社内識別子（ID）等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定されますが、ステークホルダーの意見をよく聞きながら委員会規則等で定めることを想定しています。

この点については、行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうかとしています。

大きな項目の三つ目は、「心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い」です。子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすいこと等から、子供の発達や権利利益を適切に守る観点から、一定の規律を設ける必要があるのではないかとしています。その場合、対象とする子供の年齢については、現在の運用の基礎となっているQ&Aの記載やGDPRの規定などを踏まえ、16歳未満としてはどうかとしています。

次に、16歳未満の者が本人である場合における、本人からの同意取得や本人への通知等に係る規定について、原則として、当該本人の法定代理人からの同意取得や当該法定代理人への通知等を義務付けることとして、その上で、一定の場合については、例外的に、本人からの同意取得や本人への通知等を認める必要があるのではないかとしています。

ここでいう「一定の場合」については、注10にあるとおり、例えば本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して個人情報を取得した場合、本人に法定代理人がない又はそのように事業者が信ずるに足りる相当な理由がある場合が想定されるのではないかとしています。

また、16歳未満の者を本人とする保有個人データについて、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能として、その場合において、一定の例外事由を設ける必要があるのではないかとしています。

例外事由については、注11にあるとおり、法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合、本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合等が想定されるとしています。

さらに、未成年者の個人情報等を取り扱う事業者は、当該未成年者の年齢及び発達の程度に応じてその最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の発達又は権利利益を害することのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の責務規定、及び、個人情報の取扱いに係る同意等をするに当たって、法定代理人は、本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない旨の責務規定を設けることとしてはどうかとしています。

なお、子供の規律に係る法定代理人の関与及び責務規定については、行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうかとしています。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○大島委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

では、浅井委員、お願いします。

○浅井委員　ありがとうございます。

事務局から御説明ありがとうございました。

項目3の子供を対象とした規律について、私からコメントいたします。この課題は、グローバルレベルでは既に数年前から共通テーマとして国際会議などでも話題に上がってまいりました。今回、日本も制度的課題として取り上げられたことは歓迎すべき方向性だと思います。

明確化においては様々な検討が必要だと思いますが、特に子供の年齢確認や証明の実効性については技術的解決方法の在り方や年齢確認が追加的な個人情報の収集につながり得るという懸念もあります。今後、こういった課題にも向き合い、進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○芦田企画官　ありがとうございます。

いただいた御指摘も踏まえて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○大島委員長代理　ほかにはいかがでしょうか。

お願いいたします。

○宍戸委員　宍戸でございます。

本日、事務局よりお示しいただいた「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」、個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方は、これまで当委員会で示してきた方向性、また、パブリックコメントの御指摘、検討会での議論、あるいは様々なステークホルダーとの対話、有識者ヒアリング等を踏まえて考え方を具体的に示したものであり、適切な内容であると考えております。

全体を通じまして、法律事項、あるいは制度整備事項としてはここにあるとおりでございますけれども、かなりの部分の実質においては、個人情報等を取り扱われる事業者においてそれぞれの事業分野あるいは取り扱われる情報の内容、性質又は分量に即した適切なガバナンスが効いているということを前提に制度整備の規律を合理化するものだと私は理解しております。

その点では、何か個人情報保護法制の考え方を根本的に変更するというよりも、既に当委員会で議論してきた大きな今次の3年ごと見直しの方向性、また、その前提となる個人情報保護法制の基本的な枠組みであります事業者のガバナンスを重視するという考え方に即したものであると考えております。

この点におきまして、今次の見直し、また、今回のペーパーについて、事業者、また、消費者の様々な方々にこのペーパーの趣旨を適切に御理解いただくとともに、今のような観点から見て、事業者の方々に現実にはできること、あるいはできないこと、規律を求めることといったことを含めて積極的に事務局においてステークホルダーの方々と対話をいただき、また、その結果をこの委員会の場に御報告いただければと思っております。

私からは以上でございます。

○芦田企画官　御指摘ありがとうございます。

このペーパーの中にもいろいろと書いてございますけれども、様々なステークホルダーと議論していく必要があることは認識をしておりますので、我々としても積極的に進めて、また御報告してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○大島委員長代理　清水委員、お願いします。

○清水委員　ありがとうございます。

今後、ステークホルダーと議論を続けていかれるということですので、是非積極的な議論をお願いしたいと思います。

その上で2点なのですが、1点目、先ほど宍戸委員もおっしゃったガバナンスについてです。1ページの1（1）の1ポツ目なのですが、統計情報等の作成は、AI等を含むとなっております。本人の同意が不要な場合として、注1で「統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。」とあります。ここでは安全なAIを指しているという御説明がございました。ただ、誰のデータが学習に用いられたか特定されないであると

か、出来上がったモデルから個人情報抽出することができない等、安全なAIであることを保証するために開発者側に求めるガバナンスのルールというのを今後明確にされていく必要があると思います。この点、EUでは議論が進んでいる模様ですので、これらも参考にさせていただきたいと考えてところです。

2点目ですが、3ページの先ほど浅井委員のおっしゃった子供に関する規律です。細かい点なのですが、2ポツ目、原則、法定代理人からの同意取得を義務付けるが、一定の場合に例外的に本人からの同意を認める場合のケースとしまして、これは昨年ヒアリングの中でも出された意見としまして、法定代理人（端的に親）に同意を求めることが本人の権利利益のためにならないケースというのものもあるのではないかとという意見もあったかと思しますので、そういったケースがあるのかどうかということについても検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○芦田企画官 ありがとうございます。

1点目の御指摘につきましては、制度として考えている方向性自体は一般的・汎用的な分析結果の獲得というものを目的としたというところではございますけれども、具体的な当てはめのところにおきまして、実際のAI開発の過程などに即した形で中身を作っていく必要があると認識しておりますので、そちらについてはよく議論しながら進めていきたいと考えております。

また、2点目につきましても、例外事由の考え方に帰着するかと思しますので、こちらも含めてよく検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。